

3. 補助対象事業、補助対象経費

3－1. 補助対象事業、補助対象経費および補助率

事業ごとに、充電設備の購入費と充電設備の設置工事費を補助対象経費とし、表－1に示す補助率に従い、補助金を交付します。なお、充電設備の設置工事の内容は、「3-4. 充電設備等設置工事の申告の説明および工事項目の解説」を参照してください。

- ・ 充電設備の「定額」とは、申請者が購入した費用とセンターが承認した本体価格のいずれか低い方で交付額を算定することをいいます。
- ・ 設置工事の「定額」とは、センターが審査した補助金額とセンターが定める設置工事にかかる補助金交付上限額のいずれか低い方で交付額を算定することをいいます。

表－1 補助対象事業、補助対象経費および補助率について（機械式駐車場は除く。）

補助対象事業	補助対象経費の内訳	補助率
1. 高速道路SA・PA 及び道の駅等への充 電設備設置事業 (経路充電)	充電設備の購入費 ^(注1) 以下の充電設備が対象です。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 急速充電設備 ・ 普通充電設備 ・ V2H充電設備^(注2) ・ 充電用コンセント ・ 充電用コンセントスタンド 	定額
	充電設備の設置工事費 ^(注3) <ul style="list-style-type: none"> (1) 充電設備等設置工事費 高圧受変電設備設置工事費 は高速道路SA・PA等への設置時のみ (2) 案内板設置工事費 (3) 付帯設備設置工事費 (4) その他設置にかかる費用 停電回避費は高速道路SA・PA等への 設置時のみ 	定額 高速道路SA・PA 等への設置で、特別 な仕様に基づく工事 の場合は、左記4つ の工事費の総額に上 限を設け、申告を審 査した後、補助額を 決定します。

補助対象事業	補助対象経費の内訳	補助率
2. 商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業 (目的地充電)	充電設備の購入費 ^(注1) 以下の充電設備が対象です。 ・急速充電設備 ・普通充電設備 ・V2H充電設備 ^(注2) ・充電用コンセント ・充電用コンセントスタンド	1/2
	充電設備の設置工事費 ^(注3) (1) 充電設備等設置工事費 高圧受変電設備設置工事費は除く (2) 案内板設置工事費 (3) 付帯設備設置工事費 駐車スペースのライン引き、路面表示、 電灯を除く (4) その他設置にかかる費用 停電回避費、 充電スペース造成費を除く	定額
3-1. マンション等への充電設備設置事業 (基礎充電)	充電設備の購入費 ^(注1) 以下の充電設備が対象です。 ・急速充電設備 ・普通充電設備 ・V2H充電設備 ^(注2) ・充電用コンセント ・充電用コンセントスタンド	1/2 V2H充電設備は、 2/3
	充電設備の設置工事費 ^(注3) (1) 充電設備等設置工事費 高圧受変電設備設置工事費は除く (3) 付帯設備工事費 駐車スペースのライン引き、路面表示を 除く (4) その他設置にかかる費用 停電回避費、 充電スペース造成費(既存の分譲マンシ ョン以外)を除く	定額

補助対象事業	補助対象経費の内訳	補助率
3-2. 事務所・工場等への 充電設備設置事業 (基礎充電)	充電設備の購入費 ^(注1) 以下の充電設備が対象です。 ・急速充電設備 ・普通充電設備 ・V2H充電設備 ^(注2) ・充電用コンセント ・充電用コンセントスタンド	1/2
	充電設備の設置工事費 ^(注3) (1) 充電設備等設置工事費 高圧受変電設備設置工事費は除く (4) その他設置にかかる費用 停電回避費、 充電スペース造成費を除く	定額

注1：事業ごとに補助対象となる充電設備とその設置基数の目安は、業務実施細則の別表1-1を参照してください。(P67から記載の事業ごとの説明も参照してください。)

注2：V2H充電設備を設置する場合、充放電の配線や分電盤への配線、切替開閉器の設置がありますが、補助対象となる工事は「充電」にかかわる工事のみになります。放電部分の配線やその他の工事については補助対象経費になりません。

注3：設置工事費の内容とその補助金交付上限額については、業務実施細則の別表1-2を参照してください。(P67から記載の事業ごとの説明も参照してください。)

3－2. 充電設備の補助金交付額の算定

充電設備の購入費に対する補助金の交付額は、以下の表のとおり算定します。
実績報告についても同様に補助金の交付額を算定します。

以下のア、イのいずれか低い方で算定します。

ア. 充電設備の購入費（税抜）×補助率（1／2または2／3）

「高速道路SA・PA及び道の駅等への充電設備設置事業」は、購入費（税抜）

イ. 充電設備の型式ごとにセンターが定める補助金交付上限額

「高速道路SA・PA及び道の駅等への充電設備設置事業」は、センターが承認した
本体価格

申請者（リースの場合は使用者（契約者））の関係会社等による調達の場合、購入費に含まれる充電設備の利益は、利益等排除の対象となります。

3－3. 設置工事の補助金交付額の算定

設置工事費に対する補助金の交付額は、申請者が入力するオンライン申請システムの「充電設備等設置工事申告」と工事の見積書（内訳書含む。）または設計書（入札前の地方公共団体からの申請）等を審査し、以下の表のとおり算定します。実績報告についても同様に審査を行い、補助金の交付額を算定します。

補助対象設置工事である（1）充電設備等設置工事費、（2）案内板設置工事費、（3）付帯設備設置工事費、（4）その他設置にかかる費用について、以下のア、イのいずれか低い方の合算にて算定します。

ア. 工事内容の申告から申告額（税抜）をセンターが審査し、算定した額

イ. センターが定める費目ごとの補助金交付上限額

申請者（リースの場合は使用者（契約者））の関係会社等による工事の場合、工事費に含まれる利益は、利益等排除の対象となります。

- ・充電設備の設置工事費のうち、充電設備等設置工事費、付帯設備設置工事費は充電設備一基あたりの工事の補助上限額を示します。複数の充電設備を設置する場合はこれらの工事の補助額は設置基数分を上限に、センターが審査し決定します。

3－4. 充電設備等設置工事の申告の説明および工事項目の解説

充電設備等設置工事申告にて申告する設置工事項目と工事内容は、以下の表のとおりです。

なお、他用途に利用するための設置工事費は補助対象外となります。

原則として、センターが承認した充電設備の充電（定格入出力）等、性能を担保する工事を行うことが必要です。

事業ごとに補助対象経費となる項目が異なります。業務実施細則の別表1－2を確認してください。

工事区分	項目	充電設備等設置工事申告の説明・工事項目の解説
(1) 充電設備等 設置工事費	①充電設備等設置 工事費 ア. 基礎・据付 (注1、注2) 申告額の計上項目先 記号「A1」	<p>充電設備等を固定する基礎および据付工事の申告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・充電設備本体および別体（設備構成）である課金機、電源部の基礎工事（コンクリート基礎、金属架台、アンカー固定工事）にかかる材料費、労務費 ・充電設備本体および別体（設備構成）である課金機、電源部の据付にかかる材料費、労務費 ・充電設備設置にかかる重機のレンタル費 <p>【注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・充電設備メーカーが「取り付け作業指示書」等で指示する基礎サイズの仕様を満たしていない場合は原則、認めません
	イ. 充電設備の搬 入・運搬 (注3) 申告額の計上項目先 記号「A2」	<p>充電設備を設置場所に搬入・運搬する費用の申告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置場所に最近接の出荷場所から、設置場所までの搬入、運搬費の一部

工事区分	項目	充電設備等設置工事申告の説明・工事項目の解説
(1) 充電設備等 設置工事費	②電気配線工事費 電源ケーブル ※ブレーカー (注1、注4) 申告額の計上項目先 記号「A3」	充電設備に接続される配線工事の申告 ・充電設備本体に接続される配線工事にかかるケーブル、アース線の部材費、労務費 ・別体（設備構成）である課金機、電源部の配線工事にかかるケーブル、アース線等の部材費、労務費 【注意事項】 ・充電設備メーカーが「取り付け作業指示書」等で指示する電源ケーブルの仕様を満たしていない場合は原則、認めません ※上記、電源ケーブルを保護するブレーカーの部材費および労務費
	幹線ケーブル ※ブレーカー (注5) 申告額の計上項目先 記号「A3」	高圧受変電設備から充電設備専用の開閉器盤までの幹線工事、特別措置の引込点から引込開閉器盤までの幹線工事の申告 ・充電設備専用の開閉器盤等に接続される幹線工事にかかるケーブル、アース線の部材費、労務費 【注意事項】 ・充電設備専用の開閉器盤等に接続される幹線ケーブルでない場合は、補助対象外とします ※上記、幹線ケーブルを保護するブレーカーの部材費および労務費
	通信線 申告額の計上項目先 記号「A3」	高機能充電設備等で通信するための配線工事の申告 ・通信線の配線工事にかかる部材費、労務費
	配管 申告額の計上項目先 記号「A3」	電源ケーブル、幹線ケーブルおよび通信線で使用する配管工事の申告 ・配管（金属製、合成樹脂製）工事にかかる部材費、労務費

工事区分	項目	充電設備等設置工事申告の説明・工事項目の解説
(1) 充電設備等 設置工事費	その他ブレーカー <small>(注5)</small> 申告額の計上項目先 記号「A3」	電源ケーブル、幹線ケーブルの項目で入力したブレーカー以外の工事を申告 ・ブレーカー設置にかかる部材費、労務費
	開閉器盤 <small>(注5)</small> 申告額の計上項目先 記号「A3」	ブレーカーを収納するための盤の筐体を申告 ・筐体（金属製、合成樹脂製）設置にかかる部材費、労務費 ・自立式の開閉器盤を設置する場合は、基礎工事にかかる材料費、労務費
	掘削・埋設 申告額の計上項目先 記号「A3」	配線工事にかかる掘削、埋設工事の申告 ・アスファルトや土、砂利等の材料費 ・掘削、埋設および埋戻しにかかる労務費 ・掘削、埋設工事にかかる重機のレンタル費
	建柱工事 <small>(注2)</small> 申告額の計上項目先 記号「A3」	引込、架空配線をするために必要な電柱工事の申告 ・電柱（コンクリート製、鋼製）設置にかかる部材費、労務費 ・装柱材、支持材等の部材や根枷等の材料費、労務費 ・柱の搬入費 ・高所作業車、建柱車等のレンタル費
	ハンドホール <small>(注2)</small> 申告額の計上項目先 記号「A3」	長距離を埋設配線するために必要なハンドホール工事の申告 ・ハンドホール（コンクリート製、樹脂製）設置にかかる部材費、労務費 ・掘削、埋設工事の材料費、労務費 ・ハンドホールの搬入費 ・ハンドホール設置にかかる重機のレンタル費
	その他工事 申告額の計上項目先 記号「A3」	充電設備を複数基設置するために必要な工事の申告 ・上記、(1)－②電気配線工事の項目以外に必要な部材、工事等 【注意事項】 ・1基の申請の場合は、申告することが出来ません ・センターが認めた場合にのみ補助対象経費とします

工事区分	項目	充電設備等設置工事申告の説明・工事項目の解説
(1) 充電設備等 設置工事費	③ 高圧受変電設備 設置工事費 ^(注6) 申告額の計上項目先 記号「A4」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在の高圧受変電設備では、設置予定の充電設備を稼働できない場合、必要となる電力量のみを確保する目的で増設または新設される高圧受変電設備の申告 ・ 高圧受変電設備の設置にかかる部材費、労務費 ・ 高圧受変電設備の基礎工事にかかる材料費、労務費 <p>「増設」とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在の高圧受変電設備内にスペースがない場合で、他の場所に高圧受変電設備を設置すること ・ 近接に設置空間がある場合は近接場所に設置 ・ 近接に設置空間がない場合は、現在の高圧受変電設備を高圧分岐し、最近接の別の場所に高圧受変電設備を設置すること <p>「新設」とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たに電力契約を締結する場合で、充電設備にのみ利用する高圧受変電設備を設置すること ・ 現在、低圧受電契約により電力の供給を受けている設置場所において、充電設備を設置することにより高圧受電契約に変更する場合は、補助対象外とします
	④ 特別措置に基づく 受電工事費 ^(注7) 申告額の計上項目先 記号「A5」	<p>急速充電設備を設置する際に、申請者が「同一敷地内複数契約を可能とする特別措置」（以下「特別措置」という。）に基づく申請をした場合に、電力会社が申請者等に請求する工事負担金の申告</p>

工事区分	項目	充電設備等設置工事申告の説明・工事項目の解説
(3) 付帯設備 設置工事費	①充電スペースの ライン引き 申告額の計上項目先 記号「A7」	<p>充電スペースに新たに引くラインの申告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・充電スペース1台分のライン引きにかかる材料費、労務費 ・新たにラインを引く目的で既存のライン消しが必要な場合はライン消し工事も補助対象とする ・待機スペースのライン引き工事も補助対象とする <p>【ライン引きの設置要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・充電スペースは、幅2.5m×奥行き5mの区画を目安とする
	②路面表示 申告額の計上項目先 記号「A8」	<p>充電スペース内に設置する「充電場所」であることの視認性を高める路面表示の申告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・路面表示の設置にかかる部材費、労務費 <p>【路面表示の設置要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デザインは東京電力登録商標、地方公共団体が策定したものおよびセンターが認めたもの ・寸法は、900mm×900mm以上とする ・計画した充電スペースの区画内に設置すること ・「待機スペース」^(注8)を申請する場合は、路面表示として「待機スペース」であることが確認できる記載を必須とする
	③屋根 ※屋根本体のカタログを提出 (メーカー名、型式、価格の記載がされているページ) 申告額の計上項目先 記号「A9」	<p>充電設備本体および別体(設備構成)である課金機、電源部、メンテナンススペースおよび充電スペースを雨等から保護する屋根の申告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋根の本体費および設置にかかる部材費、労務費 ・屋根を設置するための基礎工事の材料費、労務費 <p>【屋根の設置要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋根の本体は原則、既製品に限る ・建ぺい率等の確認は申請者が申請前に行うこと ・小屋との同時申請はできない

工事区分	項目	充電設備等設置工事申告の説明・工事項目の解説
(3) 付帯設備 設置工事費	④小屋 ※小屋本体のカタログを提出 （メーカー名、型式、価格の記載がされているページ） 申告額の計上項目先記号「A10」	充電設備本体および別体（設備構成）である課金機、電源部を豪雪・火山灰等から保護する必要がある場合に認める小屋の申告 ・小屋の本体費および設置工事にかかる部材費、労務費 ・小屋を設置するための基礎工事の材料費、労務費 【小屋の設置要件】 ・小屋の本体は原則、既製品に限る ・建ぺい率等の確認は申請者が申請前に行うこと ・屋根との同時申請はできない
	⑤充電設備等防護用部材 ※防護用部材本体のカタログを提出（メーカー名、型式、価格の記載がされているページ） 申告額の計上項目先記号「A11」	充電設備本体および別体（設備構成）である課金機、電源部を保護するU字型・I型防護用部材の申告 ・防護用部材の本体費および設置工事にかかる部材費、労務費 ・防護用部材を設置するための基礎工事の材料費、労務費 【充電設備等防護用部材の設置要件】 ・本体は原則、既製品に限る ・金属製に限る ・急速充電設備は、防護用部材の設置が法令で定められているため、申請前に設置場所を管轄する消防署に設置のレイアウト等の確認および了承を得ること ・普通充電設備は、地方公共団体等に設置に関する条例等がある場合があるため、申請前に申請者責任において確認すること
	⑥電灯 ※電灯本体のカタログを提出 （メーカー名、型式、価格の記載がされているページ） 申告額の計上項目先記号「A12」	充電設備本体および充電スペースを照らす目的で設置する電灯の申告 ・電灯の本体費および設置工事にかかる部材費、労務費 ・電気配線にかかる部材費および労務費 【電灯の設置要件】 ・電灯の本体は原則、既製品に限る ・充電設備本体を照らしていること

工事区分	項目	充電設備等設置工事申告の説明・工事項目の解説
(4) その他設置 にかかる費用	① 雑材・消耗品費、養生費 申告額の計上項目先 記号「A13」	<ul style="list-style-type: none"> ・ テープ、ドリルの刃など、雑材・消耗品等の費用 ・ 養生にかかる費用
	② 図面作成費 申告額の計上項目先 記号「A14」	<ul style="list-style-type: none"> ・ センターが求める図面の作成にかかる費用
	レイアウト検討費 申告額の計上項目先 記号「A15」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置場所への充電設備の設置・配置に関する検討にかかる費用
	電力会社立会・協議費 申告額の計上項目先 記号「A16」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別措置における電力会社との協議、立会等にかかる費用
	③ 安全誘導員費 申告額の計上項目先 記号「A17」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置工事期間中に発生する施設利用者および歩行者等に対する安全管理の目的で配置する安全誘導員の労務費
	④ 停電回避費 申告額の計上項目先 記号「A18」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置工事期間中に当該工事のために生じる停電を回避するために必要となる発電機のレンタル費
	⑤ 充電スペース 造成費 申告額の計上項目先 記号「A19」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 充電スペースを新たに造成するために必要な材料費、労務費 ・ 高速道路SA・PA等、道の駅、既存の分譲マンションのみ申告が可 ・ 高速道路SA・PA等、道の駅の申請では国・地方公共団体等の指導や指示、既存の分譲マンションの申請では管理組合の判断により造成が必要な場合で、センターが認めた場合のみ補助対象とする
⑥ 現場監督等の労務費 申告額の計上項目先 記号「A20」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助対象経費の項目(1)～(3)の工事で発生する、監督費・世話役等の労務費でセンターが認めたもの 	

注1：設置工事について

設置する充電設備のメーカーが「取り付け作業指示書」等で指示する内容の工事を原則、補助対象とする。関連する法規や法令を順守し、設置後の安全を担保してください。

注2：工事用重機の使用について

工期内において無駄のない合理的な使用とセンターが認めた場合、重機のレンタル費を補助対象とします。

注3：離島とは、国土交通省が定める、本州、北海道、九州、四国、沖縄本島の5島を除く島をいいます。

注4：V2Hの充電設備を申請する場合について

V2H充電設備を設置する場合、充放電の配線や分電盤への配線、切替開閉器の設置が有りますが、補助対象とする工事は「充電」にかかわる工事のみになります。放電部分の配線やその他の工事については補助対象経費になりません。

注5：幹線ケーブルにかかわる工事について

新たに建設予定の建物や駐車場等で、当該施設の一般設備への電力供給を担う分電盤を設計変更して充電設備を設置する場合には、当該分電盤およびそれに伴う幹線の変更は、補助対象外となります。

注6：高圧受変電設備について

高速道路SA・PA等への設置に限る。新たに建設予定の高速道路SA・PA等で、施設全体への電力供給を担う高圧受変電設備は、補助対象外となります。

注7：特別措置に基づく受電工事費について

「特別措置」で電力契約を行い急速充電設備を設置する場合は、申請書類に電力会社に提出する当該契約の申込書と電力会社が発行する請求書を提出してください。なお、地方公共団体等が入札前に申請する場合で、申請までに申込書と請求書が提出できない場合は、センターに報告してください。

注8：待機スペースについて

充電スペースに近接した「充電設備」利用のために待機する駐車スペースをいいます。

3-5. 補助対象とならない主な設置工事

工事区分	補助対象とならない部材・工事等の事例
(1) 充電設備等設置 工事費	貫通工事およびレントゲン撮影、充電設備基礎コンクリート強度試験、充電設備の稼働試験、トランスの交換工事等
(2) 案内板設置工事費	誘導板、充電設備の使用方法を記載した案内板、特定の充電インフラ会社等のPR板、充電設備に関係のないPR板、パイロン仕様等の可動式案内板、ガラスに張付けるシート貼付タイプの案内板等
(3) 付帯設備工事費	予備用コンセント、プラスチック製およびゴム製のポール、華美な電灯、太陽光発電機で稼働する電灯、路面塗装、車止め、監視カメラ、駐車場侵入防止のバリカーやチェーン、通信用のWi-Fiユニット、太陽光発電搭載の屋根および太陽光発電ユニット、小屋内部に設置されるヒーター等の備品等、駐車スペースのアスファルト舗装費（もともとの駐車スペースがアスファルトでない場合）等
(4) その他設置にかかる 費用	交通費、保険費用、塩害防止塗装、既存物移動・撤去にかかる費用、一般管理費・現場管理費・共通仮設費の全部または一部、写真管理費、客先協議費等、除雪費等

3-6. 工事内容の申告入力一覧

《入力区分》PD:プルダウンメニュー、TB:テキストボックス、CB:チェックボックス、RB:ラジオボタン

工事単位	表示項目	入力/選択	入力区分	備考	
(1) 充電設備等設置工事費					
①充電設備等設置工事費					
基礎・据付工事	設置する設備種類	入力	TB	20文字まで	
	基礎工事の申告	選択	RB	基礎工事有り/アンカーのみ	
	基礎種別	選択	RB	コンクリート現場打ち/コンクリート既製品/金属架台	
	配筋種別	選択	PD	メッシュ配筋/鉄筋/なし	
	たて〔単位:mm〕	入力	TB	整数(5桁まで有効)	
	よこ〔単位:mm〕	入力	TB	整数(5桁まで有効)	
	ふかさ〔単位:mm〕	入力	TB	整数(4桁まで有効)	
	数量	入力	TB	整数(3桁まで有効)	
	工事申請額の算定	選択	CB	初期表示☑	
備考	入力	TB	50字まで		
搬入・運搬工事	設置場所(通常、離島の選択)	選択	PD	通常/離島	
	備考	入力	TB	50字まで	
②電気配線工事費					
電源ケーブル工事	充電設備情報	NO	自動	—	
		型式	自動	—	
	ケーブル情報入力	設備の構成	自動	—	充電設備で入力した充電設備を元に自動で作成
		設置区分	選択	PD	新設/既設
		配線sq(公称断面積)	選択	PD	2sq/3.5/./325sq
		芯数	選択	PD	1/2/3/4
		配線長〔単位:m〕	自動	—	配線長(管路、埋設)+配線長(露出)
		配線長(管路、埋設)〔単位:m〕	入力	TB	整数部(4桁)、小数部(第1位)まで有効
		配線長(露出)〔単位:m〕	入力	TB	整数部(4桁)、小数部(第1位)まで有効
	申請額の算定	選択	CB	初期表示☑	
	ブレーカー情報入力	設置区分	選択	PD	新設/既設/なし
		定格電流〔単位:AT〕	選択	PD	10/20/./400
		申請額の算定	選択	CB	初期表示☑
備考	入力	TB	50字まで		
幹線ケーブル工事	ケーブル情報	配線sq(公称断面積)	選択	PD	2sq/3.5/./325sq
		芯数	選択	PD	1/2/3/4
	配線経路毎の長さ	管路内配線(管路、埋設)〔単位:m〕	入力	TB	整数部(4桁)、小数部(第1位)まで有効
		露出部配線〔単位:m〕	入力	TB	整数部(4桁)、小数部(第1位)まで有効
	配線区間(自～至)	配線区間(自)	入力	TB	30字まで
		配線区間(至)	入力	TB	30字まで
	工事申請額の算定	工事申請額の算定	選択	CB	初期表示☑
上記ケーブルを接続するブレーカー	定格電流	選択	PD	10/20/./400	
備考	備考	入力	TB	50字まで	
通信線工事	申請額に"含む"通信線長の合計	入力	TB	整数部(4桁)、小数部(第1位)まで有効	
	申請額に"含まない"通信線長の合計	入力	TB	整数部(4桁)、小数部(第1位)まで有効	
	備考	入力	TB	50字まで	
配管工事	配管の種類、用途、径	種別	選択	PD	金属製/合成樹脂 露出/合成樹脂 埋設
		径(呼び径:A呼称)	入力	TB	整数部(3桁)
		配管の長さ〔単位:m〕	入力	TB	整数部(4桁)、小数部(第1位)まで有効
	収めるケーブル	収めるケーブル線種(sq-芯数)	入力	TB	50字まで
	交付額の算定	工事申請額の算定	選択	CB	初期表示☑
備考	備考	入力	TB	50字まで	
その他ブレーカー工事	定格電流〔単位:AT〕	選択	PD	10/20/./400	
	数量	入力	TB	整数(3桁まで有効)	
	設置場所(盤名称等)の入力	入力	TB	50字まで	
	設置目的の入力	入力	TB	50字まで	
	工事申請額の算定	選択	CB	初期表示☑	
備考	入力	TB	50字まで		
開閉器盤設置工事	材質	選択	PD	金属製/合成樹脂製	
	据付タイプ	選択	PD	自立/壁掛け	
	たて〔単位:mm〕	入力	TB	整数(4桁まで有効)	
	よこ〔単位:mm〕	入力	TB	整数(4桁まで有効)	
	数量	入力	TB	整数(3桁まで有効)	
	盤単体の基礎工事	選択	PD	有/無 ※条件:金属製 自立選択時	
	設置する盤の名称	入力	TB	30字まで	
	工事申請額の算定	選択	CB	初期表示☑	
備考	入力	TB	50字まで		
掘削・埋設工事	掘削する路面	選択	PD	アスファルト・コンクリート/土・砂利	
	長さ〔単位:m〕	入力	TB	整数部(4桁)、小数部(第1位)まで有効	
	ふかさ〔単位:mm〕	入力	TB	整数(4桁まで有効)	
	幅〔単位:mm〕	入力	TB	整数(4桁まで有効)	
	工事申請額の算定	選択	CB	初期表示☑	
	備考	入力	TB	50字まで	

工事単位		表示項目	入力/選択	入力区分	備考	
①充電設備等設置工事費						
建柱工事		材質	選択	PD	コンクリート/鋼管	
		長さ[単位:m]	選択	PD	5/6/././15	
		数量	入力	TB	整数(2桁まで有効)	
		支線工事の有無	選択	PD	有/無	
		工事申請額の算定	選択	OB	初期表示☑	
	備考	入力	TB	50字まで		
ハンドホール設置工事		材質	選択	PD	コンクリート製/樹脂製	
		たて[単位:mm]	入力	TB	整数(4桁まで有効)	
		よこ[単位:mm]	入力	TB	整数(4桁まで有効)	
		たかさ[単位:mm]	入力	TB	整数(4桁まで有効)	
		数量	入力	TB	整数(2桁まで有効)	
		工事申請額の算定	選択	OB	初期表示☑	
	備考	入力	TB	50字まで		
その他工事		工事または部材の費目	入力	TB	50字まで	
		工事(部材)が必要となる理由	入力	TB	100字まで	
		備考	入力	TB	50字まで	
③高圧受変電設備設置工事費						
④特別措置に基づく受電工事費						
(2)案内板設置工事費						
案内板設置工事	新設	案内板の情報	案内板のタイプ	選択	PD	シート・シール等/アルミ板等/新設ポール+アルミ板(片面取付)/新設ポール+アルミ板(両面取付)
			数量	入力	TB	整数(2桁まで有効)
			工事申請額の算定	選択	OB	初期表示☑
			入口に設置する案内板のデザイン	選択	PD	東京電力登録商標/自治体が策定したもの/その他
			備考	入力	TB	50字まで
	既設	案内板の情報	設置済み案内板のタイプ	選択	PD	シート・シール等(貼付)/アルミ板等/ポール+アルミ板(片面取付)/ポール+アルミ板(両面取付)
			デザイン	選択	PD	東京電力登録商標/自治体が策定したもの/その他
			その他の理由	入力	TB	50字まで
サイズ[単位:mm]			入力	TB	整数(4桁まで有効)(たて)	
			入力	TB	整数(4桁まで有効)(よこ)	
(3)付帯設備設置工事費						
ライン引き工事		長さ[単位:m]	入力	TB	整数部(4桁)、小数部(第1位)まで有効	
		幅[単位:mm]	入力	TB	整数(3桁まで有効)	
		工事申請額の算定	選択	OB	初期表示☑	
		備考	入力	TB	50字まで	
路面表示工事		路面表示種別	選択	PD	貼付/溶融/文字	
		用途・目的	選択	PD	充電スペース/待機スペース	
		路面表示のデザイン	選択	PD	東京電力登録商標/自治体が策定したもの/その他	
		サイズ(たて)	入力	TB	整数(4桁まで有効)	
		サイズ(よこ)	入力	TB	整数(4桁まで有効)	
		数量	入力	TB	整数(2桁まで有効)	
		記載する文字	入力	TB	50字まで	
		工事申請額の算定	選択	OB	初期表示☑	
	備考	入力	TB	50字まで		
屋根設置工事		メーカー名	入力	TB	30字まで	
		商品名・型式・呼称	入力	TB	30字まで	
		数量	入力	TB	整数(2桁まで有効)	
		本体の見積価格	入力	TB	整数(7桁まで有効)	
		基礎工事	選択	PD	単独基礎/他基礎を含む	
		要件の確認①	選択	RB	屋根は、既製品を選定しました/既製品ではない	
		上記の理由	入力	TB	50字まで	
		工事申請額の算定	選択	OB	初期表示☑	
	備考	入力	TB	50字まで		
小屋設置工事		メーカー名	入力	TB	30字まで	
		商品名・型式・呼称	入力	TB	30字まで	
		数量	入力	TB	整数(2桁まで有効)	
		本体の見積価格	入力	TB	整数(7桁まで有効)	
		基礎工事	選択	PD	単独基礎/他基礎を含む	
		要件の確認①	選択	RB	小屋は、既製品を選定しました/既製品ではない	
		上記の理由	入力	TB	50字まで	
		工事申請額の算定	選択	OB	初期表示☑	
	備考	入力	TB	50字まで		
防護用部材設置工事		メーカー名	入力	TB	30字まで	
		商品名・型式・呼称	入力	TB	30字まで	
		数量	入力	TB	整数(2桁まで有効)	
		本体の見積価格	入力	TB	整数(7桁まで有効)	
		基礎工事	選択	PD	単独基礎/他基礎を含む	
		工事申請額の算定	選択	OB	初期表示☑	
	備考	入力	TB	50字まで		
電灯設置工事		メーカー名	入力	TB	30字まで	
		商品名・型式・呼称	入力	TB	30字まで	
		数量	入力	TB	整数(2桁まで有効)	
		本体の見積価格	入力	TB	整数(7桁まで有効)	
		工事申請額の算定	選択	OB	初期表示☑	
		備考	入力	TB	50字まで	